

令和元年度

今治市財政健全化判断比率及び
公営企業資金不足比率審査意見書

今治市監査委員

監 第 147 号
令和 2 年 8 月 27 日

今治市長 菅 良 二 様

今治市監査委員 渡 辺 英 徳
同 山 岡 健 一

令和元年度今治市財政健全化判断比率
及び公営企業資金不足比率審査意見書の
提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和元年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおりその意見書を提出する。

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	2
第5	審査の概要	3
1	健全化判断比率等の対象について	3
2	実質赤字比率	4
(1)	対象となる会計について	4
(2)	実質赤字比率の定義について	4
(3)	実質赤字比率の算定について	4
3	連結実質赤字比率	5
(1)	対象となる会計について	5
(2)	連結実質赤字比率の定義について	5
(3)	連結実質赤字比率の算定について	5
4	実質公債費比率	8
(1)	対象となる会計等について	8
(2)	実質公債費比率の定義について	8
(3)	実質公債費比率の算定について	9
5	将来負担比率	11
(1)	対象となる会計等について	11
(2)	将来負担比率の定義について	11
(3)	将来負担比率の算定について	12
(参考)	類似団体関係資料	13

6	資金不足比率	14
(1)	対象となる会計について	14
(2)	資金不足比率の定義について	14
(3)	資金不足比率の算定について	15
ア	船舶交通特別会計	15
イ	簡易水道事業特別会計	15
ウ	港湾事業特別会計	16
エ	鉱泉供給事業特別会計	16
オ	小規模下水道特別会計	17
7	むすび	18

凡 例

千円単位で表示する場合において、単位未満の端数の処理については、原則として審査に付された算定の基礎となる書類に基づき表示した。

令和元年度今治市財政健全化判断比率 及び公営企業資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

令和元年度	今治市	実質赤字比率
〃	〃	連結実質赤字比率
〃	〃	実質公債費比率
〃	〃	将来負担比率
〃	〃	船舶交通特別会計資金不足比率
〃	〃	簡易水道事業特別会計資金不足比率
〃	〃	港湾事業特別会計資金不足比率
〃	〃	鉱泉供給事業特別会計資金不足比率
〃	〃	小規模下水道特別会計資金不足比率

その算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和2年8月4日から8月27日まで

第3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

健全化判断比率は次のとおりであり、いずれも早期健全化基準を超えていない。

(単位 %)

健全化判断比率	令和元年度	平成30年度	早期健全化基準	類似団体 (平成30年度)
実質赤字比率	—	—	11.35	—
連結実質赤字比率	—	—	16.35	—
実質公債費比率	12.2	12.4	25.0	5.1
将来負担比率	—	1.6	350.0	40.1

(注) 1 実質赤字、連結実質赤字及び将来負担比率が発生していない場合は、「—」と表示している。
2 類似団体の抽出は、「今治市各会計決算審査意見書」参照。

資金不足比率は次のとおりであり、いずれも経営健全化基準を超えていない。

(単位 %)

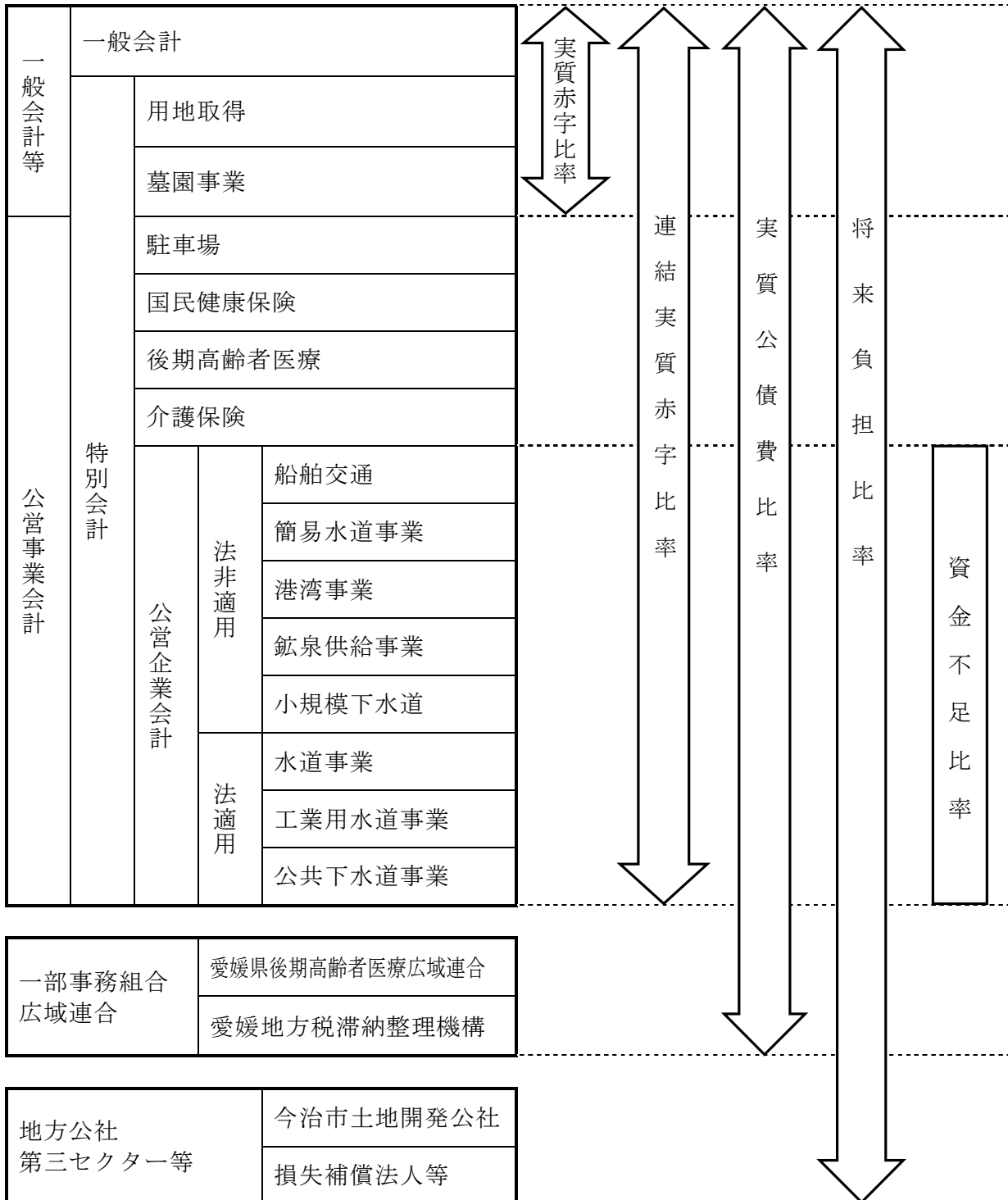
事業別資金不足比率	令和元年度	平成30年度	経営健全化基準
船舶交通特別会計	—	—	20.0
簡易水道事業特別会計	—	—	20.0
港湾事業特別会計	—	—	20.0
鉱泉供給事業特別会計	—	—	20.0
小規模下水道特別会計	—	—	20.0

(注) 資金不足額が発生していない場合は、「—」と表示している。

第5 審査の概要

1 健全化判断比率等の対象について

健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計等の区分は次のとおりである。



(注) 1 資金不足比率は会計ごとに算定する。

2 今治市土地開発公社は令和元年11月に解散している。

2 実質赤字比率

(1) 対象となる会計について

実質赤字比率の対象となる会計は、今治市の一般会計等であり、一般会計に用地取得、墓園事業の各特別会計を加えたものである。なお、地方財政状況調査（決算統計）に用いる普通会計とは異なる。

(2) 実質赤字比率の定義について

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額が標準財政規模に対してどの程度あるかを示すもので、算定式は次のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

一般会計等の実質赤字額は、繰上充用額に支払繰延額と事業繰越額を加えたものである。

繰上充用額とは、歳入不足のため翌年度歳入を繰り上げて充用した額であり、支払繰延額とは、実質上歳入不足のため支払を翌年度に繰り延べた額であり、事業繰越額とは、実質上歳入不足のため事業を繰り越した額である。

なお、今治市の標準財政規模は 446 億 8,836 万 7 千円（前年度 454 億 6,159 万円）である。

(3) 実質赤字比率の算定について

一般会計等の各会計において、繰上充用額、支払繰延額、事業繰越額はないので、実質赤字額は発生していない。なお、一般会計等の純計後の実質収支額は次表のとおりである。

(単位 千円)

会計	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引額	翌年度繰越財源	実質収支額 (令和元年度)	実質収支額 (平成30年度)
一般会計	80,593,406	75,517,194	5,076,212	803,756	4,272,456	3,867,051
特別会計	用地取得	—	△ 957,325	—	△ 957,325	△ 291,702
	墓園事業	38,376	48,872	△ 10,496	△ 10,496	△ 25,659
合計	80,631,782	76,523,391	4,108,391	803,756	3,304,635	3,549,690

(注) 1 歳入総額及び歳出総額は、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計によるものである。

2 翌年度繰越財源は、翌年度繰越額から未収入特定財源を差し引いたものである。以下の表同じ。

3 連結実質赤字比率

(1) 対象となる会計について

連結実質赤字比率の対象となる会計は、今治市の一般会計等に公営事業会計を加えたものである。

(2) 連結実質赤字比率の定義について

連結実質赤字比率とは、上記会計を対象とした連結実質赤字額が標準財政規模に対してどの程度あるかを示すもので、算定式は次のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

連結実質赤字額は、一般会計等と一般会計等及び公営企業以外の特別会計の実質赤字額（黒字額）に公営企業会計の資金不足額（剰余額）を合算して算定した額である。

(3) 連結実質赤字比率の算定について

一般会計等及び公営企業以外の特別会計の各会計において、繰上充用額、支払繰延額、事業繰越額はないので、実質赤字額は発生していない。なお、一般会計等及び公営企業以外の特別会計の実質収支額は次表のとおりである。

(単位 千円)

会 計		歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差 引 額	翌 年 度 繰 越 財 源	実質収支額 (令和元年度)	実質収支額 (平成30年度)
特 別 会 計	駐 車 場	9,793	9,792	1	—	1	789
	国民健康保険	18,945,177	18,736,737	208,440	—	208,440	180,303
	後期高齢者医療	2,345,350	2,280,968	64,382	—	64,382	55,057
	介 護 保 険	18,476,857	17,866,904	609,953	—	609,953	595,939
合 計		39,777,177	38,894,401	882,776	—	882,776	832,088

法非適用の公営企業会計の各会計において、資金不足額は発生していない。
 なお、法非適用の公営企業会計の資金剰余額は次表のとおりである。

(単位 千円)

会 計		歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差 引 額	翌 年 度 繰 越 財 源	資金剰余額 (令和元年度)	資金剰余額 (平成30年度)
法 非 適 用 の 公 営 企 業 会 計	船 舶 交 通	240,691	240,691	—	—	—	—
	簡易水道事業	75,108	75,108	—	—	—	48
	港 湾 事 業	299,509	282,177	17,332	17,000	332	52
	鉦泉供給事業	17,549	14,086	3,463	—	3,463	4,858
	小規模下水道	980,026	974,056	5,970	5,402	568	38
合 計		1,612,883	1,586,118	26,765	22,402	4,363	4,996

法適用の公営企業会計の各会計において、資金不足額は発生していない。
 なお、法適用の公営企業会計の資金剰余額は次表のとおりである。

(単位 千円)

会 計		流動資産	流動負債	控 除 企 業 債 等	資金剰余額 (令和元年度)	資金剰余額 (平成30年度)
法 適 用 の 公 営 企 業 会 計	水 道 事 業	4,154,374	1,337,641	719,701	3,536,434	3,189,514
	工業用水道事業	136,157	6,798	622	129,981	135,020
	公共下水道事業	1,101,837	2,277,505	1,918,385	742,717	704,423
合 計		5,392,368	3,621,944	2,638,708	4,409,132	4,028,957

(注) 別冊「今治市公営企業資金不足比率審査意見書」参照。

以上のとおり、一般会計等、一般会計等及び公営企業以外の特別会計において、実質赤字額はなく、法非適用の公営企業会計、法適用の公営企業会計において、資金不足額はないので、連結実質赤字額は発生していない。なお、実質収支額、資金剰余額を集計すると次表のとおりである。

(単位 千円)

会 計	実質収支額	資金剰余額	合 計 (令和元年度)	合 計 (平成 30 年度)
一 般 会 計 等	3,304,635		3,304,635	3,549,690
一般会計等及び公営企業以外の 特 別 会 計	882,776		882,776	832,088
法 非 適 用 の 公 営 企 業 会 計		4,363	4,363	4,996
法 適 用 の 公 営 企 業 会 計		4,409,132	4,409,132	4,028,957
合 計	4,187,411	4,413,495	8,600,906	8,415,731

一般会計等と一般会計等及び公営企業以外の特別会計の実質収支額の合計は 41 億 8,741 万 1 千円（対前年度比 1 億 9,436 万 7 千円減）であり、法非適用の公営企業会計と法適用の公営企業会計の資金剰余額の合計は 44 億 1,349 万 5 千円（同 3 億 7,954 万 2 千円増）で、総計では 86 億 90 万 6 千円（同 1 億 8,517 万 5 千円増）の黒字となっている。

4 実質公債費比率

(1) 対象となる会計等について

実質公債費比率の対象となる会計等は、今治市の一般会計等、公営事業会計のほか一部事務組合、広域連合への負担金等のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるものが含まれる。今治市が加入する一部事務組合等は、愛媛県後期高齢者医療広域連合、愛媛地方税滞納整理機構である。

(2) 実質公債費比率の定義について

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する地方債の元利償還金、準元利償還金が標準財政規模に対してどの程度あるかを示すもので、算定式は、次のとおりである。

$$\text{実質公債費比率（3か年平均）} = \frac{\text{元利償還金} + \text{準元利償還金} - \text{特定財源}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

この実質公債費比率の算定式は、表記を単純化したものであり、具体的には、分母、分子から元利償還金、準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除する等により算定される。

準元利償還金とは、①減債基金積立不足額を考慮して算定した額②満期一括償還地方債について、償還期限を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額③一般会計等から公営事業会計への繰出金のうち、地方債の償還の財源に充てたと認められるもの④一部事務組合・広域連合への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの⑤債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの⑥一時借入金の利子の合計額である。

(3) 実質公債費比率の算定について

実質公債費比率の分子は、地方債の元利償還金に準元利償還金を加えたものから特定財源及び元利償還金、準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除したものであり、次表のとおりである。

(単位 千円)

項 目		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
元 利 償 還 金 (繰上償還額等を除く)		11,672,336	11,823,203	11,706,039	11,647,941
準 元 利 償 還 金	減債基金積立不足額を 考慮して算定した額①	—	—	—	—
	満期一括償還地方債1年 当たり元金償還相当額②	—	—	—	—
	公営企業に要する経費の財源とする地方債の 償還の財源に充てたと認められる繰入金③	2,653,796	2,405,232	1,990,117	1,979,960
	事務組合等地方債の償還に充て られたと認められる負担金等④	—	—	—	—
	公債費に準ずる債務負担 行為に係るもの⑤	66,312	66,083	66,079	64,516
	一時借入金利子⑥	—	—	—	—
準 元 利 償 還 金		2,720,108	2,471,315	2,056,196	2,044,476
特 定 財 源		220,655	158,924	176,894	209,568
基 準 財 政 需 要 額 算 入 額	事業費補正により 算入された公債費	2,088,767	1,665,757	1,399,353	1,305,482
	災害復旧費等に係る 基準財政需要額	7,334,266	7,739,141	7,764,288	7,844,613
	密度補正により算入された 元利償還金及び準元利償還金	72,410	69,258	72,630	72,047
元利償還金、準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額		9,495,443	9,474,156	9,236,271	9,222,142
実 質 公 債 費 比 率 分 子		4,676,346	4,661,438	4,349,070	4,260,707

実質公債費比率の分母は、標準財政規模から元利償還金、準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除したものであり、次表のとおりである。

(単位 千円)

項 目		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
標準財政規模	標準税収入額等	24,933,400	24,818,307	25,620,583	25,169,264
	普通交付税額	19,406,100	18,528,115	17,413,724	17,523,580
	臨時財政対策債発行可能額	2,675,760	2,622,905	2,427,283	1,995,523
標準財政規模		47,015,260	45,969,327	45,461,590	44,688,367
元利償還金、準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額		9,495,443	9,474,156	9,236,271	9,222,142
実質公債費比率分母		37,519,817	36,495,171	36,225,319	35,466,225

次表のとおり、実質公債費比率（3 か年平均）は 12.2%（対前年度比 0.2 ポイント改善）である。

(単位 千円、%)

項 目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実質公債費比率分子	4,676,346	4,661,438	4,349,070	4,260,707
実質公債費比率分母	37,519,817	36,495,171	36,225,319	35,466,225
単年度実質公債費比率	12.46367	12.77275	12.00561	12.01342
実質公債費比率	12.4			12.2

(注) 実質公債費比率は、3 か年の単年度実質公債費比率を平均し、小数点第 2 位以下を切捨てている。

なお、当年度の単年度実質公債費比率は 12.01342% で、前年度と比較すると 0.00781 ポイント上昇（悪化）している。これは主に、普通交付税額が増加したものの、標準税収入額等及び臨時財政対策債発行可能額の減少に伴い、標準財政規模が減少したことによるものである。

5 将来負担比率

(1) 対象となる会計等について

将来負担比率の対象となる会計等は、今治市の一般会計等、公営事業会計、一部事務組合等のほか地方公社、第三セクター等が含まれる。

(2) 将来負担比率の定義について

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に対してどの程度あるかを示すもので、算定式は、次のとおりである。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

この将来負担比率の算定式は、表記を単純化したものであり、具体的には、分子から充当可能財源等を控除し、分母から元利償還金、準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除し算定される。

将来負担額とは、①一般会計等の年度末における地方債現在高②債務負担行為に基づく支出予定額③一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額④当該団体が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額⑤退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額⑥地方公共団体が設立した地方公社等の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務、経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額⑦連結実質赤字額⑧一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額の合計額である。

(3) 将来負担比率の算定について

将来負担比率の分子は、将来負担額から充当可能財源等を控除したものであり、次表のとおりである。また、将来負担比率の分母は、標準財政規模から元利償還金、準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額で、実質公債費比率算定の際に用いた分母と同額である。

(単位 千円、%、ポイント)

項 目		令和元年度	平成 30 年度	対前年度増減額
地 方 債 の 現 在 高 ①		76,868,289	81,153,475	△ 4,285,186
債務負担行為に基づく支出予定額②		311,205	1,032,644	△ 721,439
公営企業債等繰入見込額③		20,759,077	22,371,289	△ 1,612,212
組合等負担等見込額④		—	—	—
退職手当負担見込額⑤		10,123,968	10,096,613	27,355
設立法人の 負債額等 負担見込額⑥	地方道路公社	—	—	—
	土地開発公社	—	—	—
	地方独立行政法人	—	—	—
	損失補償等	—	—	—
連結実質赤字額⑦		—	—	—
組合等連結赤字額負担見込額⑧		—	—	—
将来負担額合計		108,062,539	114,654,021	△ 6,591,482
充当可能 財源等	充当可能基金	26,679,233	27,183,035	△ 503,802
	充当可能特定歳入	2,131,250	2,642,473	△ 511,223
	基準財政需要額算入見込額	79,651,282	84,221,879	△ 4,570,597
充当可能財源等合計		108,461,765	114,047,387	△ 5,585,622
将来負担比率分子		△ 399,226	606,634	△ 1,005,860
将来負担比率分母		35,466,225	36,225,319	△ 759,094
将来負担比率		—	1.6	

将来負担比率の分子を前年度と比較すると、165.8%、10億586万円減少している。これは主に、充当可能財源等において、基準財政需要額算入見込額が45億7,059万7千円減少したものの、将来負担額において、地方債の現在高が42億8,518万6千円、公営企業債等繰入見込額が16億1,221万2千円減少したためである。この結果、充当可能財源等が将来負担額を上回り、実質的な将来負担額はなく、本制度による審査が始まった平成19年度以降初めて将来負担比率は算出されなかった。

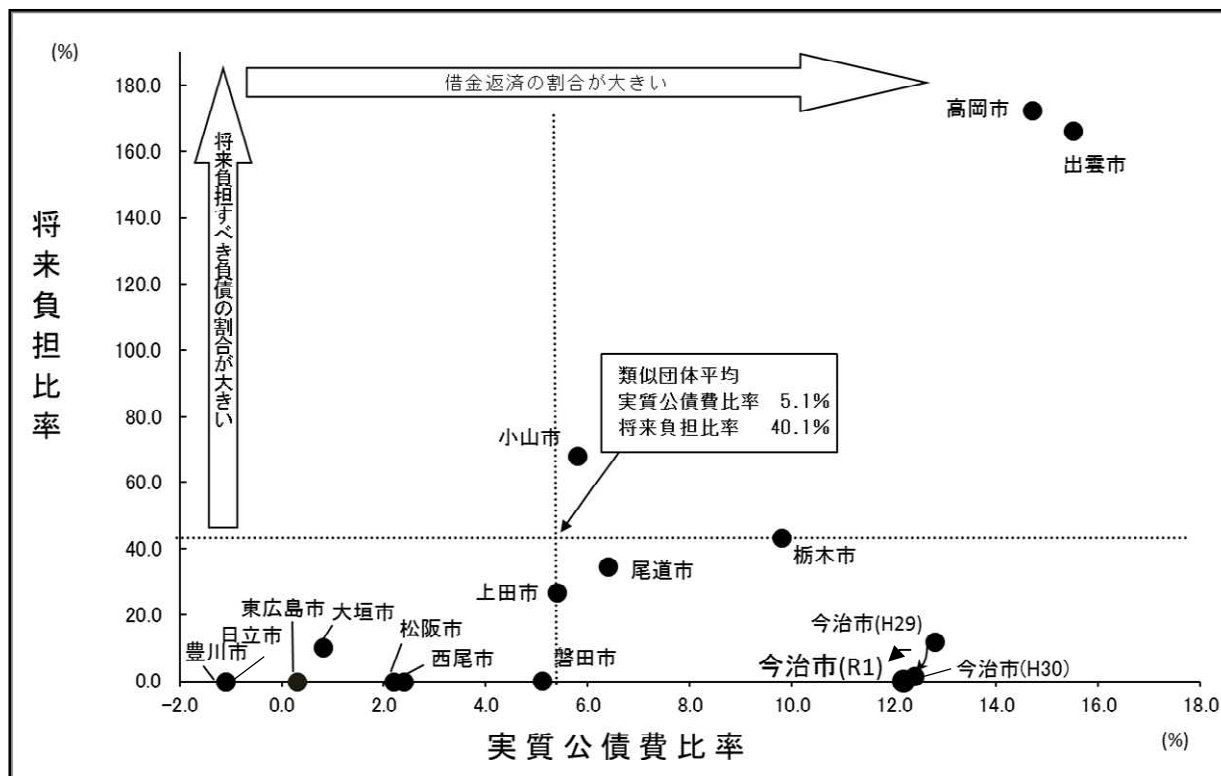
(参考) 類似団体関係資料

1 財政健全化判断比率状況表

(単位 %)

都市名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
日 立 市	—	—	△ 1.1	—
栃 木 市	—	—	9.8	43.3
小 山 市	—	—	5.8	68.1
高 岡 市	—	—	14.7	172.3
上 田 市	—	—	5.4	26.7
大 垣 市	—	—	0.8	10.3
磐 田 市	—	—	5.1	0.1
豊 川 市	—	—	△ 1.1	—
西 尾 市	—	—	2.4	—
松 阪 市	—	—	2.2	—
出 雲 市	—	—	15.5	166.1
尾 道 市	—	—	6.4	34.7
東 広 島 市	—	—	0.3	—
今 治 市	—	—	12.2	—

2 実質公債費比率と将来負担比率の相関図



(注) 上表 1、2 の類似団体の各数値は、総務省が公表した平成 30 年度の確定数値を記載したものである。

6 資金不足比率

(1) 対象となる会計について

公営企業会計のうち法非適用企業の船舶交通、簡易水道事業、港湾事業、鉱泉供給事業、小規模下水道の各特別会計である。なお、法適用企業である水道事業、工業用水道事業、公共下水道事業については、別冊で審査している。

(2) 資金不足比率の定義について

資金不足比率とは、公営企業ごとの資金不足額が、事業規模に対してどの程度あるかを示すもので、算定式は次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}} \times 100 (\%)$$

法非適用企業の資金不足額は、繰上充用額、支払繰延額、事業繰越額に建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高を加えた額により算定され、不足額がある場合には、解消可能資金不足額を控除して算定される。

また、法非適用企業の事業規模は、営業収益に相当する額から受託工事収益に相当する額を控除して算定される。

(3) 資金不足比率の算定について

ア 船舶交通特別会計

(単位 千円)

項 目		令和元年度	平成 30 年度
資金不足額 (①+②- (③-④))		—	—
歳 出 総 額	①	240,691	243,113
算 入 地 方 債	②	—	—
歳 入 総 額	③	240,691	243,113
翌 年 度 繰 越 財 源	④	—	—
事業の規模 (⑤-⑥)		88,695	86,354
営 業 収 益 に 相 当 す る 額	⑤	88,695	86,354
受 託 工 事 収 益 に 相 当 す る 額	⑥	—	—

(注) 算入地方債は、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高である。以下の表同じ。

船舶交通特別会計の事業規模は、営業収益に相当する額 8,869 万 5 千円である。当特別会計に市債はなく、繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額はないので、資金不足額は発生していない。なお、歳入総額、歳出総額とも 2 億 4,069 万 1 千円で、資金剰余額はない。

イ 簡易水道事業特別会計

(単位 千円)

項 目		令和元年度	平成 30 年度
資金不足額 (①+②- (③-④))		—	△ 48
歳 出 総 額	①	75,108	150,574
算 入 地 方 債	②	—	—
歳 入 総 額	③	75,108	150,622
翌 年 度 繰 越 財 源	④	—	—
事業の規模 (⑤-⑥)		6,949	9,009
営 業 収 益 に 相 当 す る 額	⑤	6,949	9,009
受 託 工 事 収 益 に 相 当 す る 額	⑥	—	—

簡易水道事業特別会計の事業規模は、営業収益に相当する額 694 万 9 千円である。当特別会計の市債には、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こしたものはなく、繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額はないので、資金不足額は発生していない。なお、歳入総額、歳出総額とも 7,510 万 8 千円で、資金剰余額はない。

ウ 港湾事業特別会計

(単位 千円)

項 目		令和元年度	平成 30 年度
資金不足額 (①+②- (③-④))		△ 332	△ 52
歳 出 総 額	①	282, 177	395, 053
算 入 地 方 債	②	—	—
歳 入 総 額	③	299, 509	412, 355
翌 年 度 繰 越 財 源	④	17, 000	17, 250
事業の規模 (⑤-⑥)		147, 281	158, 146
営 業 収 益 に 相 当 す る 額	⑤	147, 281	158, 146
受 託 工 事 収 益 に 相 当 す る 額	⑥	—	—

港湾事業特別会計の事業規模は、営業収益に相当する額 1 億 4,728 万 1 千円である。当特別会計の市債には、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こしたものはなく、繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額はないので、資金不足額は発生していない。なお、歳入総額は 2 億 9,950 万 9 千円、歳出総額 2 億 8,217 万 7 千円で、歳入歳出差引額は 1,733 万 2 千円である。歳入歳出差引額から翌年度繰越財源 1,700 万円を控除した 33 万 2 千円が資金剰余額である。

エ 鉾泉供給事業特別会計

(単位 千円)

項 目		令和元年度	平成 30 年度
資金不足額 (①+②- (③-④))		△ 3, 463	△ 4, 858
歳 出 総 額	①	14, 086	15, 063
算 入 地 方 債	②	—	—
歳 入 総 額	③	17, 549	19, 921
翌 年 度 繰 越 財 源	④	—	—
事業の規模 (⑤-⑥)		12, 654	13, 784
営 業 収 益 に 相 当 す る 額	⑤	12, 654	13, 784
受 託 工 事 収 益 に 相 当 す る 額	⑥	—	—

鉾泉供給事業特別会計の事業規模は、営業収益に相当する額 1,265 万 4 千円である。当特別会計には市債はなく、繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額はないので、資金不足額は発生していない。なお、歳入総額は 1,754 万 9 千円、歳出総額は 1,408 万 6 千円で、歳入歳出差引残額 346 万 3 千円が資金剰余額である。

オ 小規模下水道特別会計

(単位 千円)

項 目		令和元年度	平成 30 年度
資金不足額 (①+②- (③-④))		△ 568	△ 38
歳 出 総 額	①	974,056	954,111
算 入 地 方 債	②	—	—
歳 入 総 額	③	980,026	957,603
翌 年 度 繰 越 財 源	④	5,402	3,454
事業の規模 (⑤-⑥)		225,791	226,944
営 業 収 益 に 相 当 す る 額	⑤	225,791	226,944
受 託 工 事 収 益 に 相 当 す る 額	⑥	—	—

小規模下水道特別会計の事業規模は、営業収益に相当する額 2 億 2,579 万 1 千円である。当特別会計の市債には、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こしたものはなく、繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額はないので、資金不足額は発生していない。なお、歳入総額は 9 億 8,002 万 6 千円、歳出総額は 9 億 7,405 万 6 千円で、歳入歳出差引額は 597 万円である。歳入歳出差引額から翌年度繰越財源 540 万 2 千円を控除した 56 万 8 千円が資金剰余額である。

7 むすび

当年度の健全化判断比率の各比率は、全てにおいて早期健全化基準を下回っていた。

個々の比率をみると、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字及び連結実質赤字は発生していないため、各比率は算出されなかった。

一般会計等が負担する地方債の元利償還金等の標準財政規模に対する割合を示す実質公債費比率については、前年度に比べ0.2ポイント改善し、12.2%となっている。

また一般会計等が将来負担すべき地方債等の実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す将来負担比率については、将来負担額に対して充当可能財源等が上回っていることから比率は算定されなかった。

なお、実質公債費比率及び将来負担比率の各比率は、それぞれ早期健全化基準の25.0%、350.0%以下である。

次に当年度の資金不足比率は、今治市法非適用企業の5特別会計の全ての会計において資金不足は発生していないため、算出されなかった。

以上のとおり、健全化判断比率及び資金不足比率について、いずれも健全化基準を下回っていた。

しかしながら、本年発生し、全世界へと急速に拡大した新型コロナウイルス感染症は、日本経済に甚大な影響を及ぼしている。感染拡大防止と社会経済活動の両立を図り経済活動が回復していくには、今後数年を要するともいわれており、地域経済への打撃が懸念されている。

このような状況の中、当市は2040年の人口が112,902人（「今治市人口ビジョン」より）と推計されている危機的状況にあり、生産年齢人口の減少による税収の減少が見込まれる。一方で、少子化・人口減少対策、公共施設等の耐震化や長寿命化への対応、安全・安心のまちづくりなど、多様化、高度化する行政ニーズに応えるため、財政負担は今後も増大することが予想される。

については、健全化判断比率及び資金不足比率以外の各種の財政分析指標にも注意しながら、健全な財政運営や企業経営が安定的、持続的に維持されるよう、将来を見据えて、より一層効率的な行政運営に努め、財政基盤の強化を図られたい。